

平成30年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」のあり方に関する医療政策的研究

東京都不妊検査等助成事業と特定不妊治療費助成事業における妻の年齢の検討

研究分担者 齊藤英和 国立成育医療研究センター 周産期・母性診療センター 副センター長
研究分担者 前田恵理 秋田大学大学院医学系研究科 衛生学・公衆衛生学講座 講師

研究要旨：女性の年齢は妊娠成立に関わる最大の要因である。40代の治療周期の割合が高いわが国では、早期治療開始のインセンティブとなる政策を検討することが重要である。平成29年10月、東京都では特定不妊治療費助成事業に加え、妻が35歳未満の場合に限り不妊検査や一般不妊治療に要した費用を助成する東京都不妊検査等助成事業を開始した。東京都不妊検査等助成事業の開始が特定不妊治療費助成事業の妻の年齢に与えた影響について検討するため、東京都不妊検査等助成事業および特定不妊治療費助成事業の申請回数、治療開始時の妻の年齢、申請年月日に関する情報を用いて、不妊検査等助成事業の開始（広報）前後で妻の年齢を比較した。広報後（平成29年7月12日以降申請分）の特定不妊治療費助成事業の妻の年齢は、広報前（平成28年4月1日から平成29年7月11日まで申請分）より有意に若かったが、その差はわずかであった。若い年齢層に重点的な支援を行う東京都不妊検査等助成事業の導入後、特定不妊治療費助成事業の妻の年齢がわずかに下がった可能性が示唆されたが、他地域との比較や平成30年度以降の申請状況も調査し、確認していく必要がある。

A. 研究目的

女性の年齢は妊娠成立に関わる最大の要因である（O'Connor et al., 1998）。「不妊に悩む方への特定治療支援事業」（特定不妊治療費助成事業）においても、平成26年度以降の段階的な制度改正の結果、平成28年度以降は「初回治療開始時の女性の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、43歳未満では通算3回まで」治療費の一部助成が行われているが、日本産婦人科学会の生殖データベースに登録された2016年の生殖補助医療447,790周期のうち、40歳以上の治療周期は依然、全体の43%を占めていた。オーストラリア・ニュージーラ

ンドでは28%、北米では22%（Adamson et al., 2018）であり、諸外国と比較してもわが国の40代の治療周期の割合は極めて高い状況である。提供卵子が使用できない等の要因も大きいものの、より早期に治療を行うインセンティブとなる政策を検討することが必要である。

平成29年10月、東京都では特定不妊治療費助成事業に加え、東京都不妊検査等助成事業を開始した。東京都不妊検査等助成事業は、妻が35歳未満の場合に限り不妊検査及び一般不妊治療に要した費用（保険薬局における調剤を含む）について5万円を上限に助成する事業で、所得制限はな

い。そこで本研究では、若い年齢層に重点的な支援を行う東京都不妊検査等助成事業の導入が特定不妊治療費助成事業の妻の年齢を下げる効果があるか検討を行った。

B . 研究方法

平成 30 年 7 月 31 日、東京都不妊検査等助成事業及び特定不妊治療費助成事業の承認決定文書（平成 28 年 4 月から平成 30 年 5 月までの承認決定分）の公開部分のうち、申請回数（当該申請が何回目か）、当該治療開始時の妻の年齢、および申請年月日に関する情報について、東京都公文書情報提供サービスを通じて入手した。

特定不妊治療費助成事業において現行の年齢制限が完全実施されたのは平成 28 年度であったことから、入手した情報のうち、平成 28 年度以降の申請分を本研究の対象とした。また、東京都不妊検査等助成事業の助成受付開始日は平成 29 年 10 月 2 日、広報開始日は平成 29 年 7 月 12 日で、平成 29 年 4 月 1 日以降の検査について遡って助成を受付したことから、平成 29 年 7 月 12 日の広報開始前と以降に分けて、特定不妊治療費助成事業の妻の年齢分布、初回申請の占める割合、初回申請の妻の年齢分布について比較を行った。年齢分布については Mann-Whitney 検定、初回申請の占める割合、40 歳以上の妻の割合についてはカイ二乗検定を行った。

東京都不妊検査等助成事業の承認決定文書については、妻の年齢について記述的に検討した。

（倫理面への配慮）

本研究では、情報公開の一環で得られる公

共の資料のみを用いた。秋田大学大学院医学系研究科・医学部倫理委員会の承認を得て実施された（受付番号 1981；平成 30 年 6 月 28 日）。

C . 研究結果

平成 28 年 4 月から平成 30 年 5 月までに承認決定された特定不妊治療費助成事業は平成 28 年度 18,474 件、平成 29 年度 17,431 件、平成 30 年度 4,023 件（4・5 月承認分）の計 39,928 件であった。申請日別では平成 27 年度 7,037 件、平成 28 年度 16,764 件、平成 29 年度 16,126 件、平成 30 年度 1 件であったため、平成 28 年度以降に申請された 32,891 件について検討を行った。

平成 29 年 7 月 11 日までに申請された 19,760 件（東京都不妊検査等助成事業の広報前）と平成 29 年 7 月 12 日以降に申請された 13,131 件（広報後）の妻の年齢分布を比較すると中央値（四分位範囲）は広報前 37 (34-40) 歳、広報後 37 (34-39) 歳 と広報後の方がわずかに若く ($P < 0.001$)、40 歳以上の妻の割合は広報前 25.3%、広報後 24.1% と広報後の方が少なかった ($P = 0.02$, 図 1)。初回申請に限って広報前後で妻の年齢分布を比較すると、中央値（四分位範囲）は広報前 36 (33-39) 歳、広報後 36 (33-39) 歳 と差がなく ($P = 0.26$)、40 歳以上の申請者の割合は広報前 20.3%、広報後 19.1% ($P = 0.11$) であった。全体に占める初回申請の割合は広報前 34.4%、広報後 34.7% と差がなかった ($P = 0.58$, 図 2)。

東京都不妊検査等助成事業では平成 29 年 10 月から平成 30 年 4 月までの申請数は 3100 件で妻の年齢の中央値（四分位範囲）は 31 (29-33) 歳であった。申請上限の 34 歳

が全体の19%を占め、最も多かった(図3)。

D．考察

東京都不妊検査等助成事業の広報開始後の特定不妊治療費助成事業の妻の年齢は、広報前より有意に若くなっていた。初回申請に限って分析した場合、40歳以上の妻の割合は、不妊検査等助成事業の広報後に有意差はないものの減少する傾向が見られた。東京都不妊検査等助成事業の導入後、特定不妊治療費助成事業の妻年齢がわずかに下がった可能性が示唆される。

しかしながら、本研究では治療開始日の情報(非公開情報)を用いることは出来ず、申請日で代用したため、治療時期に誤分類が生じている可能性が高い。本研究では特定不妊治療費助成事業の年齢制限が全面実施後された平成28年4月1日以降の申請を解析対象としたが、平成28年1月から3月まで(平成27年度)に特定不妊治療が終了した場合には、申請書の準備期間を考慮して6月30日まで期間に申請が可能であるため、平成27年度の一部の治療が「広報前」群に紛れている可能性がある。また、助成上限額に達さない治療を行った場合は申請期限である年度末(3月31日)までは申請を保留する場合もあり、「広報後」に申請された治療が真に東京都不妊検査等助成事業の存在下で行われたかどうか不明である。

今後、独自の制度を持たない横浜市や、不妊検査助成はあるが妻43歳未満を対象とするさいたま市、そして全国データとの比較を行えば、東京都不妊検査等助成制度の効果をより正確に分析できる可能性がある。

また、平成31年4月1日から検査開始日における妻の年齢要件が35歳未満から40

歳未満に緩和された。この年齢要件の緩和が与える影響について検討するためにも、来年度以降改めて情報公開請求を行い、分析を継続する必要がある。

E．結論

平成28年度以降に申請された東京都特定不妊治療費助成事業の妻の年齢について、東京都不妊検査等助成事業の広報前後で比較を行った。広報後の特定不妊治療費助成事業の妻の年齢は、広報前より有意に若く、40歳以上の妻の割合は不妊検査等助成事業の広報後に減少する傾向が見られた。東京都不妊検査等助成事業の導入と関連して、特定不妊治療費助成事業の妻の年齢がわずかに下がった可能性も示唆されるが、今後、他地域との比較や平成30年度以降の申請状況の調査を通じて確認していく必要がある。

G．研究発表

なし

H．知的財産権の出願・登録状況

なし

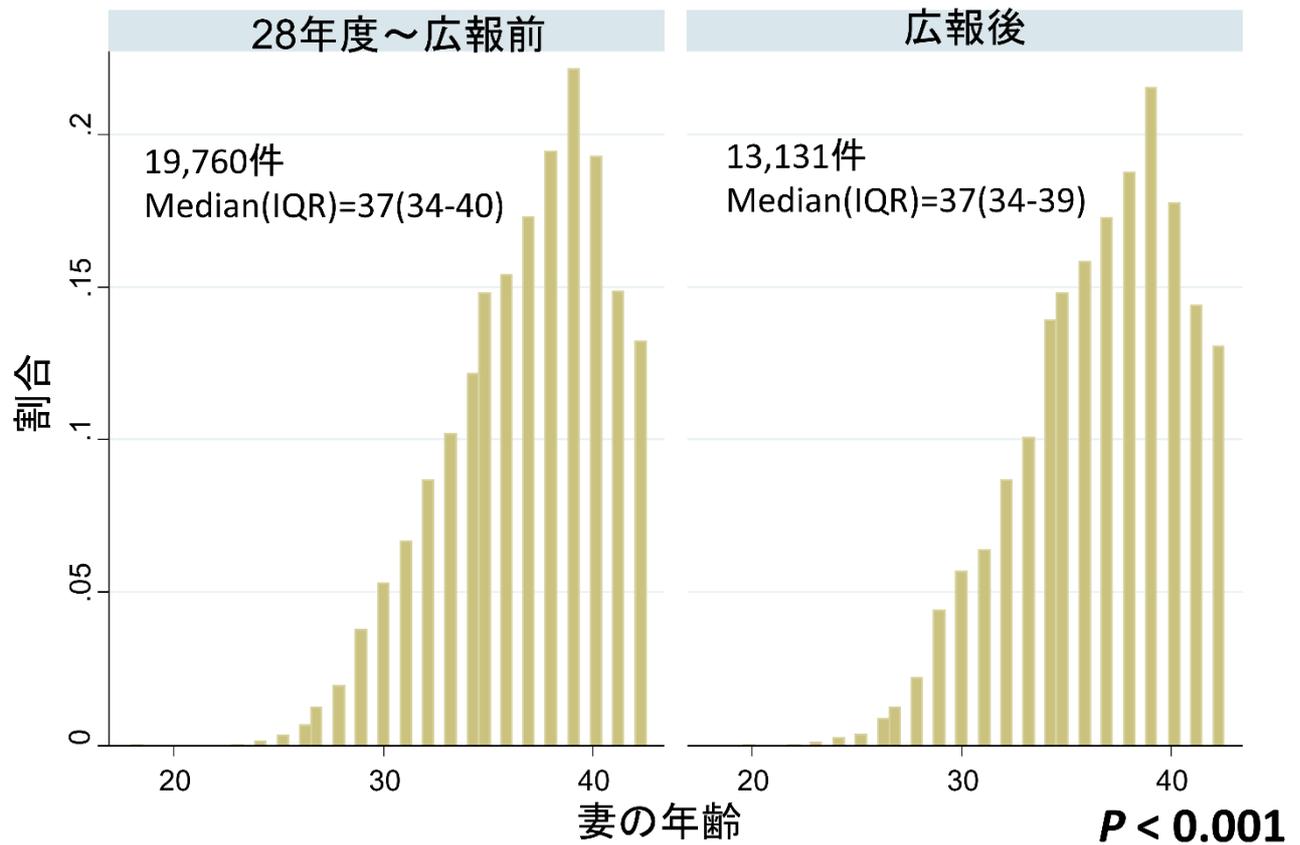


図1 東京都不妊検査等助成事業の広報前後の妻の年齢分布

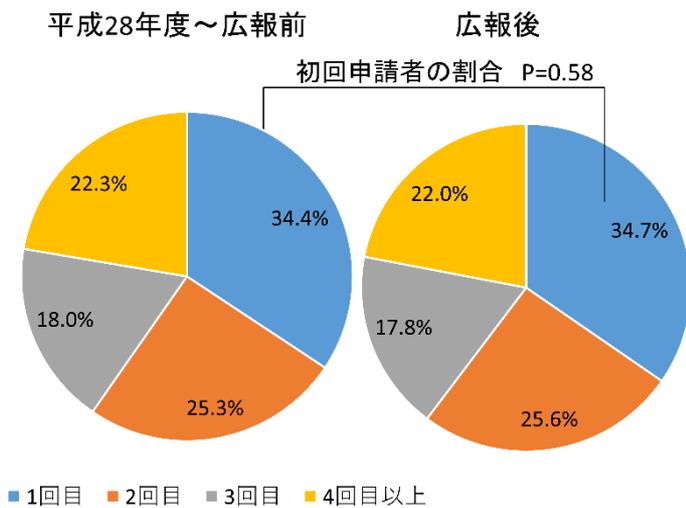


図2 東京都不妊検査等助成事業の広報前後における申請回数

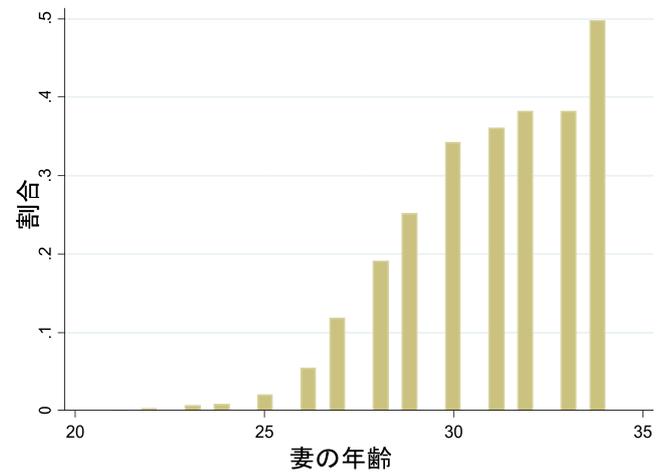


図3 東京都不妊検査等助成事業の妻の年齢分布